

令和2年3月13日

担当課	建築指導課
担当者	村下・小山
内線番号	3536・3538
直通番号	086-226-7503

お知らせ



大規模盛土造成地マップを公表します



県では、宅地造成等規制法に基づき宅地の耐震化を推進するため、岡山市、倉敷市を除く市町村を対象に、平成28年度に予備調査を、平成29年度以降に一次調査を実施することにより、大地震時に地すべり等の被害の可能性がある大規模盛土造成地を抽出し、その位置と規模を示すマップの作成に取り組んでいます。

このたび、本年度に一次調査を実施した市町について、大規模盛土造成地マップをホームページ等で公表します。

記

1 大規模盛土造成地マップ

(1) 大規模盛土造成地の定義（宅地造成等規制法施行令第19条）

- ・盛土の面積が3,000m²以上の造成宅地
- ・盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20°以上で、かつ、盛土高さが5m以上の造成宅地

(2) 大規模盛土造成地マップの概要

- ・過去と現在の地形図や空中写真を重ね合わせて、大規模盛土造成地の定義に該当する区域を抽出し、その位置と規模を1/25,000の地形図に示したもの。
- ・県民に周知することにより、防災意識を高め、災害の事前防止等につなげることを目的としている。

2 大規模盛土造成地マップを公表する市町（※1）

玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町（※2）、早島町、里庄町、矢掛町、久米南町、吉備中央町

（掲載ページ）

県建築指導課 <http://www.pref.okayama.jp/page/465841.html>

※1 その他の市町村についてはすでに公表済み。

※2 和気町は大規模盛土造成地が存在しない。

3 今後の予定

大規模盛土造成地の安全性把握を計画的に進めるため、実施主体となる市町村と連携し、二次調査の実施計画を速やかに策定する。